

証券コード 3807

2025年3月13日

(電子提供措置の開始日 2025年3月6日)

株 主 各 位

(本店所在地)  
大阪府堺市南区竹城台三丁目21番1号  
(東京本社)  
東京都港区南青山五丁目13番3号  
株 式 会 社 フ ィ ス コ  
代表取締役社長 中村 孝也

## 第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第31回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.fisco.co.jp/>

上記の当社ウェブサイトにある「株主・投資家の皆様へ」「IRライブラリー」「株主総会招集通知・決議通知」の順に選択してご覧ください。

本定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として座席間隔を確保するため、座席数を大幅に減少して開催いたします。当日のご出席に代えて、書面で議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月27日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送のお手配をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日）午後1時（午後0時30分開場）  
2. 場 所 東京都港区北青山三丁目6番8号  
ザ ストリングス表参道 3階 パークアヴェニュー  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

報告事項 第31期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)  
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

以上

当日のご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をさ  
れたものとして取り扱わせていただきます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当社ウェブサイト  
に修正内容を掲載させていただきます。

# 事業報告

(自 2024年1月1日  
至 2024年12月31日)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当事業年度(自2024年1月1日至2024年12月31日)におけるわが国経済は、個人消費やインバウンド需要の復調により、景気は緩やかな回復傾向にあります。一方で、グローバルな地政学リスクやインフレによる景気減速リスクは依然として高まっており、先行き不透明な状況が続いています。

当社の情報サービス事業と関連性の高い株式市場におきましては、2024年3月、米連邦準備制度理事会（FRB）が公表した政策金利見通しで年内3回としていた利下げ予想を維持したことなどをを受けて、投資家のリスク選好姿勢が強まり、米国株式市場が続伸しました。2024年9月、FRBが4年半ぶりの利下げを行ったことを受けて上昇し、FRBが今後も利下げを続け、米国景気がソフトランディング（軟着陸）できるとの見方が強まり、最高値を更新し、1年を通して見れば大きく上昇した堅調な相場展開となりました。一方、日本の株式市場は、2024年8月月初に歴史的な下落幅を記録した後、急速に持ち直し、引き続き堅調となっております。

また、暗号資産市場も、全体的に上昇基調となりました。暗号資産は、今後、送金や決済などの手段としてだけでなく、あらゆる組織や企業、個人が価値を交換する手段となり、メタバースやゲームの世界、もしくはコミュニティの中での流通など、新たな価値・用途も生まれ、大きく普及していくことが予想されます。

以上の結果、当事業年度の売上高は867百万円(前期は961百万円の売上高)、売上原価は659百万円(前期は942百万円の売上原価)、売上総利益は208百万円(前期は19百万円の売上総利益)となりました。販売費及び一般管理費は、535百万円(前期は641百万円の販売費及び一般管理費)となり、営業損失は327百万円(前期は622百万円の営業損失)となりました。経常損失は325百万円(前期は537百万円の経常損失)、当事業年度の当期純損失は530百万円(前期は1,591百万円の当期純損失)となりました。

当事業年度におけるセグメントごとの業績は、以下のとおりであります。

#### 1) 情報サービス事業

金融・経済情報配信サービス分野におきましては、法人向けリアルタイムサービス及びアウトソーシングサービスの需要低迷により前期比で減少しております。この結果、売上高は267百万円（前期は324百万円の売上高）となりました。

一方、上場企業を対象としたIR支援及びIRコンサルティングサービス分野におきましては、IRを積極的におこなう企業ニーズを受けて、中核サービスであるスポンサー型アナリストレポート（フィスコ企業調査レポート）の新規受注が底堅く推移して、売上高は539百万円（前期は524百万円の売上高）となりました。

この結果、当事業年度の売上高は807百万円（前期は848百万円の売上高）となり、セグメント利益は206百万円（前期は137百万円のセグメント利益）となりました。

#### 2) 広告代理業

広告代理業分野では、新聞・雑誌のビジネス媒体による企業広告の定期出稿を中心に媒体売上はほぼ予定通り推移いたしました。制作売上においては、動画を中心とした開発案件およびHP改修を中心したHP制作案件や商業施設PRパンフレット制作も減少し全体として不調の要因となりました。

また獲得案件の小型化は従来よりの課題ではありますが、スポット案件も含めた受注数の確保も継続的な課題となっています。そのためパリパラリンピック後の企業のパラスポーツ支援活動に伴う案件開発や2025年東京デフリンピック開催への関心の揺がりを背景に、従来より取り組んできた障がい者スポーツをテーマにした案件開発に取り組んでまいります。

この結果、売上高は37百万円（前期は49百万円の売上高）となり、セグメント損失は8百万円（前期は5百万円のセグメント損失）となりました。

### 3) 暗号資産・ブロックチェーン事業

当事業年度における売上高は、当社で保有する活発な市場が存在しないものについて、暗号資産評価損272百万円を売上原価※に計上しております。当事業年度においては、経済・市場環境、会計基準等に照らし、処分見込価額を検討した結果、当社で保有する活発な市場が存在しないものについて、評価額を備忘価額まで切り下げることが妥当であると判断し、暗号資産評価損272百万円を計上いたしました。

暗号資産市場は、保有する暗号資産の評価損などにより、売上高は2百万円（前期は△0百万円の売上高）、セグメント損失は269百万円（前期は511百万円のセグメント損失）となりました。

※従来、活発な市場が存在しない暗号資産の評価損は、「売上高」にマイナス表示しておりましたが、当事業年度より、「売上原価」に含めて表示する方法に変更しております。

### ② 設備投資等の状況

重要な設備投資はありません。

### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

### ④ 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

財産及び損益の状況の推移は下記のとおりです。

区 分	第 28 期 (2021年12月期)	第 29 期 (2022年12月期)	第 30 期 (2023年12月期)	第 31 期 (当事業年度) (2024年12月期)
売 上 高 (千円)	1,326,664	1,183,473	961,522	867,885
当期純利益又は当期純 損失 (△) (千円)	3,128,346	△2,760,712	△1,591,142	△530,698
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	68.47	△60.35	△34.72	△11.58
総 資 産 額 (千円)	5,382,295	3,812,322	2,093,215	1,784,298
純 資 産 額 (千円)	3,624,880	2,053,558	289,906	240,502
1株当たり純資産額 (円)	79.12	44.67	6.26	5.11

- (注) 1. 第29期期首からトレーディング目的の暗号資産に係る収益である「暗号資産売却損益」及び「暗号資産評価損益」等の表示方法を営業外損益から売上高へ変更しております。第28期については、当該表示方法の変更の内容を反映した後の指標等になっております。
2. 第31期から活発な市場が存在しない暗号資産の評価損の表示方法を「売上高」から「売上原価」へ変更しております。第30期については、当該表示方法の変更の内容を反映した後の指標等になっております。

**(3) 重要な親会社及び子会社の状況**

**① 親会社の状況**

該当事項はありません。

**② 親会社等との間の取引に関する事項**

該当事項はありません。

**③ 重要な子会社の状況**

該当事項はありません。

**④ 特定完全子会社に関する事項**

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、経営方針に基づく経営戦略の実践において、株主の皆様のご期待にお応えし、友好かつ継続的な関係を維持していただくためには、健全な財務体質強化と持続的な成長拡大が必要であると認識しております。

そのため、下記の対処すべき課題を掲げ、その対応に取り組んでまいります。

##### ① コンテンツ制作体制の増強・整備と品質管理体制の強化

当社は、既存事業の中核である情報サービス事業におけるコンテンツの品質を高めるため、オペレーションの最適化を進めております。

主力事業である情報サービス事業において、コンテンツ制作の多極化に取り組み、より専門化、より多様化する商品を開発するため、持続的なアナリスト教育とスタッフ個々のレベルアップに取り組むと同時に、客員アナリスト等の外部アナリストによるコンテンツ制作等もより積極的に取り組み、安定的な収益確保に努めます。企業IR支援サービス分野では、統合レポート、アニュアル・レポート、ESGレポート、及び英文翻訳業務の拡大と、スポンサー型アナリストレポート(企業調査レポート)を起点とした、企業の非財務情報を適時配信するソリューション提供サービス、企業のIRに関する課題をワンストップで解決できる体制構築を目指します。

##### ② 販売・マーケティング体制の強化

当社ブランドの強みを生かし、IRコミュニケーション・サービスの需要を引き続き取り込むべく、IRコンサルティング事業本部を中核に営業活動を展開しております。投資教育、暗号資産など個人投資家の関心が高い分野及び機関投資家向けのアナリストレポートの販売など、様々なニーズに即応するサービスの開発提供に取り組んでまいります。

##### ③ ウェブサイト及びスマートフォンアプリ運営の拡充

無料スマートフォンアプリ『株・企業報』、『仮想通貨ナビ』及びウェブ版『FISCO』並びに有料課金サイト『クラブフィスコ』においては、定性情報とともに定量情報を横断的に提供しておりますが、特に個別銘柄及び個別資産に関してのデータベースの構築、インターフェイス改良及びデータ処理速度の向上、システムトラブルの対応等に経営資源を継続的・計画的に投下してまいります。

#### ④ システムの強化、バックアップシステムの拡充

コンテンツ供給の多様化、個人顧客をはじめとする供給先の増加、社内情報ネットワークの複雑化、今日的にますます重要となったコンプライアンス上の要請などにより、安全な社内インフラをはじめとするシステムの強化と災害等に対応したバックアップ体制の強化を図っております。今後もこのような内外の体制を厳格に維持する必要があるため重点的に資本投下を継続してまいります。

#### ⑤ 内部管理体制の強化

当社の業務運営の効率化や、上場会社及び金融商品取引業者としての法令遵守、リスク管理、IR充実のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。今後も業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行える体制整備に努め、財務報告に係る内部統制システムの整備をはじめとして、コンプライアンス体制を強化するとともに、コーポレート・ガバナンス機能の充実等により、企業としての自浄作用が有効に機能するよう図っていく方針であります。

#### ⑥ 暗号資産・ブロックチェーン事業の拡充、安定化

自社発行の暗号資産フィスココイン（FSCC）の認知度向上を図りつつ、暗号資産分野における新規ビジネスの創造、FSCCの価値向上を通じて、当社の企業価値の向上を目指しています。

これらの取り組みを進めるため、当社は、投資支援サービスを提供するプロフェッショナル集団として、役員・従業員一同が心を合わせて歩んでまいります。株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

#### ⑦ 継続企業の前提に関する重要事象等

活発な市場が存在しない暗号資産に関し、前事業年度510百万円、当事業年度272百万円の評価損を計上した結果、重要な営業損失が発生しました。また、2期連続、営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローが発生しており、この状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

活発な市場が存在しない暗号資産については、当事業年度において関連するす

すべての暗号資産を備忘価額まで評価減したため、翌事業年度の通期個別業績に対する影響は限定的であると見込んでおります。

ただし、上記の暗号資産の評価損を除外しても、営業損失が解消しない状況を踏まえ、以下の対応策を実施しております。

当事業年度の下期から大幅なコスト削減を推進し、年換算で約90百万円の削減を達成しました。また、収益性の向上を図るため、IRコンサルティングサービス分野へ経営資源を集中的に配分し、下期から年間約100件のペースで新規顧客を獲得しております。

翌事業年度に向けては、コスト削減の効果が通期で寄与することに加え、IRコンサルティングサービス分野への継続的な注力により、業績の改善が見込まれます。

また、当事業年度末時点で現金及び預金（定期預金を除く）167百万円を保有しており、財務面の安全性は十分に確保されているものと判断しており、これらの状況を総合的に勘案し、継続企業の前提に関する重要な不確実性はないと認識しております。

### (5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

セグメントの名称	事業内容
情報サービス 事業	法人並びに個人向けの企業情報、金融情報及び暗号資産情報の提供 リアルタイム配信、インターネット配信 アウトソーシング スポンサー型アナリストレポート（企業調査レポート） アニュアルレポート等のIR制作物 クラブフィスコ、フィスコAI スマートフォンアプリ及びPCブラウザ版 『株・企業報』『仮想通貨ナビ』
広告代理業	広告代理業務 広告出版物の企画、編集、制作並びに発行
暗号資産・ ブロックチェーン 事業	暗号資産投資業 ブロックチェーン事業
その他	資本政策、財務戦略、事業戦略支援業務等の各種コンサルティング業務 ファンドの組成及び管理業務 M&Aアドバイザー業務 ストックオプション、IPO、人的資本経営等の各種コンサルティング業務

### (6) 主要な営業所 (2024年12月31日現在)

当 社	本社：東京都港区 (登記上の本店：大阪府堺市)
-----	----------------------------

## (7) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

### ① 当社の使用人数

事業部門	使用人数	前事業年度末比増減
情報サービス事業	21名 (12名)	5名減 (2名減)
広告代理業	3名 (-)	- (-)
暗号資産・ ブロックチェーン事業	- (-)	- (-)
全社 (共通)	2名 (2名)	1名減 (-)
合計	26名 (14名)	6名減 (2名減)

(注) 使用人数は従業員数であり、契約社員及び臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。) については、最近1年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。

### ② 当社の使用人数

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
26名 (14名)	6名減 (2名減)	47.2歳	6.2年

(注) 使用人数は従業員数であり、契約社員及び臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。) については、最近1年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

該当事項はありません。

## (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 45,908,222株
- (3) 株主数 17,448名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス	8,900,000株	19.43%
株式会社ネクスグループ	6,332,400株	13.82%
株式会社CAICADIGITAL	3,113,200株	6.79%
株式会社CAICAテクノロジーズ	2,881,300株	6.29%
楽天証券株式会社	879,500株	1.92%
株式会社サンジ・インターナショナル	788,000株	1.72%
株式会社クシム	679,500株	1.48%
日本証券金融株式会社	635,400株	1.39%
中埜 昌美	550,000株	1.20%
Refinitiv SA	550,000株	1.20%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（91,702株）を控除して計算しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
(2024年12月31日現在)

		2023年 第6回新株予約権	
発行決議日		2023年3月1日	
新株予約権の数		1,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 100,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 14,200円 (1株当たり 142円)	
権利行使期間		2025年3月2日から2028年3月1日まで	
行使の条件		(注)	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を 除く)	新株予約権の数	1,000個
		目的となる株式数	100,000株
		保有者数	4人
	社外取締役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	0人
	監査役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	0人

- (注) 新株予約権行使時において当社または当社関係会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了または定年退職による場合及び当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2024年12月31日現在）

氏名	会社における地位	当社における担当及び重要な兼職の状況
中村 孝也	代表取締役社長	情報配信サービス事業本部長兼情報配信部長 ㈱フィスコ経済研究所取締役 ㈱FISCO Decentralized Application Platform取締役
佐藤 元紀	代表取締役副社長	法人営業本部長兼アドバイザー事業部長 ㈱フィスコ経済研究所代表取締役 ㈱ファセッタズム取締役
松崎 祐之	取締役	㈱レジストアート監査役 イー・旅ネット・ドット・コム㈱監査役 ㈱ウェブトラベル監査役 ㈱グロリアアーツ監査役 ㈱フィスコ経済研究所取締役 ㈱カイカファイナンス取締役 ㈱ZEDホールディングス取締役 ㈱クシム取締役 ㈱クシムインサイト取締役 ㈱Web3テクノロジーズ取締役
深見 修	取締役	経営戦略本部長 イー・旅ネット・ドット・コム㈱取締役 ㈱グロリアアーツ取締役 ㈱High Voltage Capital取締役 ㈱ネクスグループ取締役 ㈱ネクス取締役 ㈱ネクスファームホールディングス取締役 ㈱実業之日本デジタル取締役 ㈱CAICA DIGITAL取締役 ㈱カイカフィナンシャルホールディングス取締役 ㈱EWJ取締役 ㈱CAICAテクノロジーズ取締役 ㈱ネクスプレミアムグループ取締役 ㈱ネクスレーシング代表取締役 ITAL-J JAPAN㈱取締役 ㈱ケーエスピー取締役 ㈱スケブ取締役

氏名	会社における地位	当社における担当及び重要な兼職の状況
岡本純子	取締役	管理本部長
木呂子義之	取締役	弁護士（東京御茶の水総合法律事務所） ㈱デュアルトップ社外取締役【監査等委員】 Personal Capital㈱取締役 ATK Partners㈱代表取締役
望月真克	常勤監査役	㈱フィスコ経済研究所監査役 ㈱クシム社外取締役【監査等委員】 ㈱ZEDホールディングス監査役 ㈱クシムインサイト監査役 ㈱Zaif監査役
加治佐敦智	監査役	税理士 加治佐会計事務所所長 ㈱SKアカウンティングエージェンシー代表取締役
森花立夫	監査役	税理士 森花立夫税理士事務所所長 キャピタルプランニング(有)代表取締役

- (注) 1. 取締役 木呂子 義之氏は社外取締役であります。
2. 監査役望月 真克氏及び加治佐 敦智氏並びに森花 立夫氏は社外監査役であります。
3. 当社は社外取締役の木呂子 義之氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 加治佐 敦智氏及び森花 立夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

### ① 取締役の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2021年3月15日開催の取締役会決議により以下のとおり定めております。

なお、当社取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が以下の決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬については、中長期的な企業価値及び株主価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とし、各取締役の役割と責務を踏まえ、適正な報酬水準となるような報酬体系とします。

#### 2. 役員報酬等の内容

当社の取締役に対する報酬は基本報酬及び賞与、株式報酬型ストック・オプションで構成するものとします。また、基本報酬、賞与の総額及び株式報酬型ストック・オプションの総額は株主総会にて決定した総額の限度内とします。

基本報酬は、月次で支給するものとし、他社水準を参考として、業績、役割や責務を勘案して取締役会で決定するものとします。役員賞与は、会社の経営状況に合わせ報酬限度額の範囲内において行い、賞与の配分は、取締役会の協議で決定するものとします。

#### 3. 取締役の個人別の報酬等の内容

個人別の基本報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役社長中村孝也がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び賞与の評価配分とします。当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うにあたっては代表取締役社長が最も適しているため、中村氏に個人別の報酬額の決定権限を委任しております。株式報酬型ストック・オプションは、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議するものとします。

## ② 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	対象役員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等
取 締 役	6	38	36	—	1
(うち社外取締役分)	(1)	(1)	(1)	—	—
監 査 役	3	6	6	—	—
(うち社外監査役分)	(3)	(6)	(6)	—	—
合 計	9	45	43	—	1
(うち社外役員分)	(4)	(8)	(8)	—	—

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2013年3月28日開催の第19回定時株主総会において年額200百万円以内(うち社外取締役分200百万円以内)と決議いただいております。ただし、報酬限度額には、使用人分給与は含まれておりません。当該決議に係る取締役の員数は決議日時点で7名(社外取締役1名)であります。
- また別枠で、2024年3月28日開催の第30回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額100百万円(うち社外取締役は15百万円)以内と決議いただいております。当該決議に係る取締役の員数は決議日時点で6名(社外取締役1名)であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2013年3月28日開催の第19回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該決議に係る監査役の員数は3名であります。

## (3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役である中村孝也氏、佐藤元紀氏、松崎祐之氏、深見修氏、木呂子義之氏及び岡本純子氏並びに監査役望月真克氏、加治佐敦智氏及び森花立夫氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項に該当する場合には補償の対象としないこととしています。

- ・当社が損害金を賠償するとすれば被補償者である取締役(以下「被補償者」という。)が会社に対して会社法第423条第1項の責任を負う場合には、損害金等のうち当該責任に係る部分
- ・被補償者がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより責任を負う損害金等の全部

また、当社が被補償者に対し補償金を支払った後であっても、次の事項に該当する場合には、被補償者は当社に対して補償金の全部または一部を返還することとしています。

- ・被補償者が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には、補償を受けた費用等の全部
  - ・当社が保険者との間で締結する保険契約のうち被補償者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、被補償者を被保険者とするものに基づき、被補償者が保険者から填補を受けた場合には、補償を受けた費用等のうち当該補填を受けた部分
- なお、当該補償契約の履行に関する該当事項はありません。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社における全ての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により保険会社が補填するものです。ただし、法令違反であることを被保険者が認識して行った行為に起因して生じた損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は全額当社が負担しております。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役 木呂子 義之氏は、株式会社デュアルトップの社外取締役 [監査等委員]、Personal Capital株式会社取締役及びATK Partners株式会社代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・ 監査役 望月 真克氏は、株式会社フィスコ経済研究所監査役、株式会社クシムの社外取締役 [監査等委員]、株式会社ZEDホールディングス監査役、株式会社クシムインサイト監査役及び株式会社Zaif監査役であります。当社と株式会社Zaif及び当社と株式会社クシムとの間では業務提携を行っております。株式会社フィスコ経済研究所は当社の子会社であります。当社と株式会社ZEDホールディングス及び株式会社クシムインサイトの間には特別な関係はありません。
- ・ 監査役 加治佐 敦智氏は、加治佐会計事務所の所長及び株式会社SKアカウンティングエージェンシー代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・ 監査役 森花 立夫氏は、森花立夫税理士事務所の所長及びキャピタルプランニング有限会社代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 木呂子 義之	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。事業内容に関する事項、内部統制及びコンプライアンスに関する事項の他、財務諸表及び会計に関する事項に対して質問や意見を述べました。主に事業運営やグループ企業経営の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 望月 真克	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会8回全てに出席いたしました。規程類整備等の社内管理体制のほか、財務諸表及び会計に関する事項に対して質問や意見を述べました。長年の社会福祉法人の管理部門における豊富な経験から、内部統制及びコンプライアンスの強化等に関し助言・提言を行っております。
監査役 加治佐 敦智	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、監査役会8回全てに出席いたしました。税理士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 森花 立夫	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会8回全てに出席いたしました。税理士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

## (6) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項及び定款第32条第2項に基づく責任限定契約を締結しております。また、当社と各監査役は、会社法第427条第1項及び定款第43条第2項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

### (2) 当事業年度における会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款第48条において、「当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる」旨定めており、UHY東京監査法人との監査契約書に責任限定の条項を配しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年5月14日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議いたしました。改正後の内容は、次のとおりであります。

- (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 「フィスコ・グループ企業行動憲章」を確立し、当社グループの役職員に対して、法令及び定款等遵守の周知徹底を図る。
  - ② コンプライアンス委員会により、当社グループの運用状況と問題点を把握し、その結果を取締役に報告する。
  - ③ 当社グループの役職員の社内教育及び指導の徹底を図り、定期的にその実施状況を取締役に報告する。
  - ④ 当社及び当社子会社に「内部通報」に関する規程を設け、法令又は定款等に抵触する行為の早期発見と解消、改善に努める。
  - ⑤ 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、取締役会において迅速に状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応していく。
  - ⑥ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
  - ⑦ 反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力及び団体による不当要求がなされた場合には、管理本部を対応部門とし、警察等の外部専門機関と緊密に連携をもちながら対応していく。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
  - ① 役職員の職務執行に係る情報については文書管理規程に従って、適切に作成、保存又は廃棄される。
  - ② 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて文書管理規程に規定された期間とする。
  - ③ 取締役及び監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社グループの様々なリスクを一元的に把握・管理を行うため、リスクの洗い出し、予防、有事発生時における対応を行うため「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を設置し、リスク管理を効果的かつ効率的に実施する。
- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 当社グループは、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、事業年度毎の予算を策定して、その目標達成に向けた具体的計画を立案・実行する。
  - ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、当社及び当社子会社は、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - ③ 取締役会の決定に基づく職務執行に関する権限及び責任については、社内規程及び規則において明文化し業務を効率的に遂行する。

- (5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社の取締役が子会社の取締役を兼務させ、関係会社管理規程その他関連規程に基づき、当該兼務者から子会社の職務執行及び事業状況の報告内容を当社に報告させる。
  - ② 当社及び子会社のコンプライアンス体制の構築を図り、当社及び子会社において、役職員に対するコンプライアンス教育、研修を継続的に実施する。
  - ③ 当社及び子会社の業務執行は、各社における社内規程に従って実施し、社内規程については随時見直しを行う。
  - ④ 当社及び子会社それぞれにリスク管理担当者を設け、各社連携して情報共有を行う。
  - ⑤ 当社内部監査室は、当社及び子会社の業務全般に関する監査を実施し、検証及び助言等を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社はこれに対応し、監査役の同意を得て、当該使用人を選定し、使用人は監査役の指揮命令に服し、職務を遂行する。また、当該使用人の人事については、監査役会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定するものとし、取締役会からの独立性を確保する。
- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社及び子会社の役職員は、当社グループに著しい損害を及ぼす影響のおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を適時、監査役又は内部通報窓口へ報告する。
  - ② 監査役及び内部通報窓口に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならない。
  - ③ 内部通報窓口の担当者は、内部通報窓口になされた全ての報告を監査役に報告する。
- (8) その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は監査を実効的に行われることを確保するため、代表取締役、取締役その他経営の重要な執行を担う者との意見交換を定期的に行う。また、その機会を確保するように代表取締役はその体制を整備する。
  - ② 監査役と会計監査人との情報交換の機会を確保する。
  - ③ 社外監査役に法律、会計等の専門家を起用できる体制を確保するとともに、監査役が外部の弁護士、公認会計士に直接相談する機会を確保することができる。
  - ④ 監査役から所要の費用の請求を受けたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記の内部統制システムに基づき、第31期事業年度において適切な運用を行っております。主な運用状況については以下のとおりです。

### (1) 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を13回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

### (2) 監査役の職務遂行について

監査役は当事業年度において監査役会を8回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的な情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

### (3) 内部監査の実施について

重要な業務プロセスの確認、リスク度が高い業務の確認等に関して、期初に内部監査計画を策定し、各部門に対する業務監査を実施しました。

### (4) コンプライアンス・リスク管理について

各部門長及びコンプライアンス部部長をメンバーとしたリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会に関しては、毎月1回実施しております。本年度は未開催ですが、コンプライアンス教育の一環として、金融商品取引法における投資助言業務にかかわる従業員を中心とした全従業員を対象に、外部専門家を講師としてお招きし研修を行うこととしております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する安定かつ継続的な利益還元を経営における最重要課題のひとつとして認識しております。そのため、市場環境に順応する柔軟かつ強固な経営基盤を確立し、既存事業の拡充とともに内部留保による資源をもとに成長分野への参入を進め、収益性を高めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、今後の事業展開、内部留保の充実を図るために、配当は無配とさせていただきます。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「最良の投資支援サービスを提供するプロフェッショナル集団」として今後も持続的に企業価値を向上させていくためには、当社の全ての役職員が、高いプロフェッショナル意識を持ち続けることが必要と考えております。そしてこの高い意識こそ、株主の皆様をはじめ利害関係者との信頼関係を維持できる何よりのものと認識しております。

当社は、東京証券取引所グロース市場に上場していることから、支配を目的とした大量買付けを受ける可能性は否定できません。しかしながら、公開企業としては、たとえ支配権が移転することになっても、個々の役職員が高いプロフェッショナル意識を持ち続け、更なる研鑽に励むことができ得れば、それが企業価値を高め、株主利益につながるものであると考えます。

そこで、そのようなときに株主の皆様はその買付けの是非をご判断いただけるように、常に当社株式の取引状況を注視して、買付け先の属性を把握し、買付け目的の真意を明確にできるような情報収集に努めてまいります。

当社は、大株主との関係が良好であり、今のところ敵対的買収に対しての具体的な取り組みは行っておりませんが、内外の判例やケーススタディ、関連法令など最新情報の収集を重ね、株主の皆様の利益を守るための迅速な経営判断ができるように準備をしております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	387,868	流 動 負 債	111,583
現金及び預金	203,394	買掛金	21,665
売掛金	109,061	未払金	34,408
仕掛品	6,388	短期借入金	8,000
暗号資産	32,219	未払法人税等	2,440
前払費用	11,411	契約負債	33,027
短期貸付金	22,281	預り金	4,272
関係会社未収利息	149	その他	7,769
その他	2,962	固 定 負 債	1,432,212
固 定 資 産	1,396,429	退職給付引当金	1,940
有形固定資産	17,096	繰延税金負債	1,420,747
工具、器具及び備品	17,096	その他	9,524
無形固定資産	1,167	負 債 合 計	1,543,796
ソフトウェア	1,167	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	1,378,165	株 主 資 本	10,886
投資有価証券	1,337,683	資 本 金	14,857
長期貸付金	20,000	資 本 剰 余 金	537,078
関係会社長期貸付金	7,000	資 本 準 備 金	-
差入保証金	19,743	その他資本剰余金	537,078
その他	21,750	利 益 剰 余 金	△530,698
貸倒引当金	△28,012	利 益 準 備 金	2,284
資 産 合 計	1,784,298	その他利益剰余金	△532,982
		繰越利益剰余金	△532,982
		自 己 株 式	△10,351
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	223,619
		その他有価証券評価 差 額 金	223,619
		新 株 予 約 権	5,996
		純 資 産 合 計	240,502
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,784,298

# 損益計算書

（自 2024年1月1日  
至 2024年12月31日）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		867,885
売 上 原 価		659,330
売 上 総 利 益		208,554
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		535,886
営 業 損 失		327,331
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,222	
有 価 証 券 利 息	8	
未 払 配 当 金 除 斥 益	1,052	
受 取 家 賃	523	
そ の 他	77	2,883
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	319	
為 替 差 損	786	
暗 号 資 産 売 却 損	7	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	79	1,192
経 常 損 失		325,640
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	31,808	31,808
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	361,353	
減 損 損 失	33,408	394,762
税 引 前 当 期 純 損 失		688,593
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,440	
法 人 税 等 調 整 額	△160,335	△157,895
当 期 純 損 失		530,698

## 株主資本等変動計算書

（自 2024年1月1日  
至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金合計
当期首残高	14,857	704,849	892,359	1,597,208	2,284	△1,062,414	△1,060,130
当期変動額							
剰余金の配当							
準備金から剰余金 への振替		△704,849	704,849	-			
欠損填補			△1,060,130	△1,060,130		1,060,130	1,060,130
当期純損失						△530,698	△530,698
自己株式の取得							
<small>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</small>							
当期変動額合計	-	△704,849	△355,281	△1,060,130	-	529,432	529,432
当期末残高	14,857	-	537,078	537,078	2,284	△532,982	△530,698

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	其他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	△10,351	541,584	△254,403	△254,403	2,725	289,906
当期変動額						
剰余金の配当		-				-
準備金から剰余金 への振替		-				-
欠損填補		-				-
当期純損失		△ 530,698				△530,698
自己株式の取得		-				-
<small>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</small>			478,023	478,023	3,270	481,294
当期変動額合計	-	△ 530,698	478,023	478,023	3,270	△49,403
当期末残高	△10,351	10,886	223,619	223,619	5,996	240,502

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 関係会社株式 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券  
市場価格のない株式等以外 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価  
のもの 移動平均法により算定）を採用しております。  
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

#### トレーディング目的で保有する暗号資産

- ・ 活発な市場があるもの 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法
- ・ 活発な市場がないもの 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）  
なお、活発な市場の有無は、対象暗号資産が金融庁の暗号資産交換業者登録一覧に登録されている暗号資産交換業者の交換所または販売所での取り扱いがあり、国内外の暗号資産交換所または販売所に複数上場し、時価が容易かつ継続的に測定できるものであることを基準とし、対象暗号資産の内容、性質、取引実態等を総合的に勘察し判定することとしております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
(リース資産を除く) 定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については、定額法）  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
建物及び構築物 15年  
器具及び備品 3年～10年
- ② 無形固定資産  
(リース資産を除く) 社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売掛金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## ② 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、退職給付引当金を計上しております。退職給付債務の計算については簡便法を適用しております。

## (4) 重要な収益及び費用の計上基準 収益及び費用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」といいます。）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は、以下のとおりであります。なお、取引の対価は主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

### イ. 情報サービス事業

法人向けリアルタイムサービス・アウトソーシングサービスの売上については、金融・経済情報ベンダー主要9社の専門端末を通して、株式、為替、経済、暗号資産などのリアルタイム投資情報コンテンツを配信、ニーズに合わせた金融・経済情報コンテンツ提供など、情報コンテンツ契約の契約期間にわたってサービスの提供を行っており、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。プラットフォーム利用の広告収入及びポータルサービスの売上については、広告の掲載時やクリック数、表示回数に応じて、そのサービスに対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しております。

IR支援及びIRコンサルティングサービスの売上については、企業調査レポートや統合報告書などを納品した時点でそのサービスに対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しております。

#### ロ. 広告代理事業

広告代理事業においては、ビジネス媒体による定期広告出稿、動画制作の受注及びHPのコンテンツ更新などを行っております。

これらの売上については、主に媒体に広告出稿がされた時点や各種ウェブサイト制作分等を納品した時点でそのサービスに対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しております。

#### ハ. 暗号資産・ブロックチェーン事業

暗号資産・ブロックチェーン事業においては、暗号資産交換所を通して、暗号資産の売買を行っております。暗号資産売買による収益は、市場売却及び売買契約時の暗号資産の売買差額であり、約定日に収益を認識しております。

- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

当社では、暗号資産・ブロックチェーン事業において暗号資産への投資を実行しております。また、暗号資産市場はマクロ経済全体の影響を受けることにより、ボラティリティの高さから暗号資産の価格は激しく変動することがあります。2024年上半期においては、ビットコインをはじめとする活発な市場が存在する暗号資産においては大幅な価格上昇があった一方、活発な市場が存在しない暗号資産においては一時的な価格上昇はみられたものの、同様の動きとはならず、現状維持又は下落傾向となる暗号資産もありました。

そのような状況のなか、当社では、事業戦略上、様々な種類の暗号資産を保有しており、今後見込まれる周辺事業での収益の醸成と拡大を見越したなかで、当事業年度より当社の業績管理方針の変更を行いました。

当該変更に伴う事業の実態をより経営成績に適切に反映させるため、活発な市場が存在しない暗号資産に関して、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に基づいて計上した評価損を、従来「売上高」のマイナスとして表示しておりましたが、当事業年度より「売上原価」として表示することといたしました。

また、前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「未払配当金除斥益」、「受取家賃」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

(追加情報)

当社は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）における暗号資産を保有しております。なお、暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

(1)暗号資産の貸借対照表計上額

	当事業年度 (2024年12月31日)
保有する暗号資産	32,219 千円
合 計	32,219 千円

(2)保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び貸借対照表計上額

①活発な市場が存在する暗号資産

	当事業年度 (2024年12月31日)	
種類	保有数量(単位)	貸借対照表計上額
BTC	2.09861738 BTC	31,164 千円
ETH	1.98361850 ETH	1,054 千円
その他	—	0 千円
合計	—	32,219 千円

②活発な市場が存在しない暗号資産

	当事業年度 (2024年12月31日)	
種類	保有数量(単位)	貸借対照表計上額
FSCC	18,692,111.711 FSCC	0 千円
CICC	28,665,548.800 CICC	0 千円
SKEB	175,593,000.000 SKEB	0 千円
その他	—	0 千円
合計	—	0 千円

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

##### (1) 繰延税金資産の回収可能性

###### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 一千元（繰延税金負債と相殺前）

###### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### (i) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従って過去の税務上の欠損金の発生状況及び将来の課税所得の見積りにより企業分類を判定し、一時差異等の解消年度のスケジュールリングを行い、回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上しております。

###### (ii) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の見積りにつきましては、翌事業年度以降の予算及び中期経営計画を基礎としており、当該予算及び中期経営計画の策定に当たっては、当社が現在入手している各セグメントの市場動向、受注状況等に基づいて作成しております。

###### (iii) 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りにつきましては、入手可能な情報に基づいて算出しておりますが、不確実な経済条件の変動等によって、当該仮定に変化が生じた場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

##### (2) 固定資産の減損

###### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	17,096千円
無形固定資産	1,167千円
減損損失	33,408千円

###### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

###### (i) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社では、固定資産について、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とし、固定資産に減損の兆候があると認められた場合に、減損損失の認識の要否を判断しております。減損の兆候には、継続的な営業赤字や市場価格の著しい下落のほか、回収可能価額を著しく低下させる変化や経営環境の著しい悪化等が含まれております。減損の兆候があると認められた固定資産については、当該固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には減損損失の認識が必要と判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

###### (ii) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損の兆候の判定及び将来キャッシュ・フローの見積りの算出に用いた主要な仮定は、翌事

業年度以降の予算及び中期経営計画を基礎としており、当該予算及び中期経営計画の策定に当たっては、当社が現在入手している各セグメントの市場動向、受注状況等に基づいて作成しております。

(iii) 翌事業年度の計算書類に与える影響

減損の兆候の把握や減損損失の認識の判断において用いた仮定は、実際のキャッシュ・フローとは異なる可能性があり、その実現には不確実性があります。また、減損損失の認識の判断に用いた仮定について見直しが必要となった場合、翌事業年度においても、減損損失を計上する可能性があります。

(3) 活発な市場が存在しない暗号資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

活発な市場が存在しない暗号資産 0千円

売上原価（暗号資産評価損） 272,107千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(i) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

活発な市場が存在しない暗号資産の評価については、移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により行っております。収益性の低下に基づく簿価切下げについては、事業年度末における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）が取得原価を下回る場合には、処分見込価額まで帳簿価額を切下げております。

(ii) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

一般的に活発な市場が存在しない暗号資産は、市場価格がなく、客観的な価額としての時価を把握することが困難な場合が多いと想定されるものの、当社保有する暗号資産は市場価格が存在するため、これまで処分見込価額として市場価格を採用しておりました。しかし、当事業年度において、保有する暗号資産の市場価格や取引量の推移、発行元の流通拡大施策の成果等を勘案したところ、処分見込価額の算定において市場価格を採用できないと判断し、重要性の乏しいものを除いて対象となる暗号資産の評価を備忘価額まで切り下げることをいたしました。

(iii) 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、当事業年度における上記の状況を踏まえた総合的な判断によるものであるため、今後の暗号資産業界の動向をはじめとする外的な経営環境や、保有する暗号資産の市場価格及び取引量の推移如何では、翌事業年度以降の計算書類において暗号資産売却益が計上される可能性があります。

## 5. 未適用の会計基準等

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日企業会計基準委員会）
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日企業会計基準委員会）

### (1) 概要

日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際しての審議の過程で、2018年2月の企業会計基準第28号『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』等の公表後に改めて検討を行うこととされた以下の論点について、その検討の結果が公表されたものです。

- ・税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）

### (2) 適用予定日

2025年12月期の期首から適用します。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## 6. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

定期預金（注） 36,197千円

（注）定期預金は、取引保証の担保に供しております。

### (2) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

区分表示したものを除き、該当事項はありません。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 57,218千円

(4) 有形固定資産の減損損失累計額 4,545千円

## 7. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## 8. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

イ. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	45,908,222株	－株	－株	45,908,222株

ロ. 当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	91,702株	－株	－株	91,702株

(2) 剰余金の配当に関する事項

イ. 配当金支払額等

該当事項はありません。

ロ. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
2023年第6回新株予約権	普通株式	170,000	－	－	170,000
合計	－	170,000	－	－	170,000

(注) 2023年第6回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、グループ各社の資金の過不足を調整し、かつ資金効率の最適化を図るグループファイナンスの方針に沿い、余剰資金については、預金等の安全性の高い金融資産やグループ各社への貸付及び投融資として運用する方針であります。運転資金等の資金調達については、金融機関からの借入を行う方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、顧客取引先等の信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）に晒されておりますが、当社の債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。長期貸付金は、当社グループファイナンスにより資金運用を目的としております。投資有価証券は、主に関係会社及び業務上の関係を有する取引先の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。そのため、発行者の財務状況等及び対象金融商品の評価額を定期的に把握しております。差入保証金は、供託金や営業保証金、契約時に差し入れている賃貸借契約によるものであるため、差入先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に信用状態を調査して把握する体制としております。

営業債務である買掛金、未払金、借入金につきましては、管理部門において月次ごとに資金繰計画表を作成し、経理規程に基づき、期日管理及び残高管理を行っております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等((注)2.参照)及び重要性が乏しいものは次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	1,317,483	1,317,483	—
(2) 差入保証金	19,743	19,667	△76
(3) 長期貸付金(※1)	42,744		
貸倒引当金(※2)	△21,462		
	21,282	21,282	—
(4) 長期未収入金	6,550		
貸倒引当金(※3)	△6,550		
	—	—	—
資 産 計	1,358,509	1,358,432	△76

※1 短期貸付金に含まれている1年内回収予定の長期貸付金、関係会社長期貸付金を、長期貸付金に含めております。

※2 長期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

※3 長期未収入金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

※4 現金及び預金、売掛金、短期貸付金及び、買掛金、短期借入金、未払金については短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

※5 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	20,200

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	203,394	—	—	—
売掛金	109,061	—	—	—
短期貸付金	22,281	—	—	—
合計	334,737	—	—	—

(注) 長期未収入金6,550千円(貸倒引当金6,550千円)、長期貸付金20,000千円(貸倒引当金20,000千円)、関係会社長期貸付金7,000千円(貸倒引当金1,462千円)、差入保証金19,743千円は、返済期日が明確に把握できないため上表には含めておりません。

(注) 2. 社債、借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
短期借入金	8,000	—	—	—	—
合計	8,000	—	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,317,483	—	—	1,317,483

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	21,282	—	21,282
差入保証金	—	19,667	—	19,667

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、

その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

ただし、貸倒懸念債権については、決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額が時価に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

以上により、その時価をレベル2の時価に分類しております。

#### 差入保証金

差入保証金の時価の算定は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等、適正な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	(千円)
固定資産	28,651
関係会社株式	3,503
投資有価証券	1,211,179
繰越欠損金	532,449
貸倒引当金	9,689
退職給付引当金	4,756
暗号資産	267,021
その他	4,585
繰延税金資産小計	2,061,836
評価性引当額	△2,061,836
繰延税金資産合計	—
(繰延税金負債)	
関係会社株式交換益	△1,420,747
繰延税金負債合計	△1,420,747
繰延税金負債の純額	△1,420,747

## 11. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び主要法人等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	㈱CAICAテクノロジーズ	被所有 直接 6.2 間接 6.7	役員の兼任システム購入維持	ソフトウェア購入（注）1	35,608	—	—

（注）1. 市場価格等を勘案して個別に協議のうえ、一般取引と同様に決定しております。

## (2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱フィスコ経 済研究所	所有	役員の兼任	利息の受取	—	関係会社 未取利息	149
		直接 90.9		資金の貸付 (注) 2	—	関係会社 長期貸付金	7,000

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸借については、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、無担保であります。

(注) 2. 関係会社長期貸付金に対し、1,462千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度においては、568千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

重要な取引がないため、注記を省略しております。

## 12. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	情報サービス	広告代理業	暗号資産・ブロックチェーン	その他	合計
一時点で移転される財又はサービス	591,327	37,976	—	18,300	647,604
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	215,977	—	—	2,000	217,977
顧客との契約から生じる収益	807,305	37,976	—	20,300	865,581
その他	—	—	2,303	—	2,303
外部顧客への売上高	807,305	37,976	2,303	20,300	867,885

### (2) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下の通りであります。

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権（売掛金）	123,874	109,061
契約負債	29,462	33,027

(注) 契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、29,462千円であります。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

### 13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	5円11銭
(2) 1株当たり当期純損失	11円58銭

### 14. 重要な後発事象に関する注記

(株式報酬型ストック・オプションの発行)

当社は、2025年2月28日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストック・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき承認を求めめる議案を、2025年3月28日開催予定の第31回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条の報酬等に該当するため、当社取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につき、併せて承認を求めめるものであります。

当該新株予約権の発行内容は、以下のとおりであります。

1. 当社及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対し特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由  
当社グループの業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的としております。
2. 当社の取締役に対する報酬等の額  
当社取締役に対して割り当てるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額100百万円（うち社外取締役は15百万円）を上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。  
ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績並びに当社及び当社子会社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。  
当社は、新株予約権が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストック・オプションであることから、その具体的な内容は相当なものと考えております。  
なお、当社の取締役の報酬等の額は、2013年3月28日開催の第19回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただいておりますが、当該報酬額とは別枠で設定するものであります。なお、この取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 新株予約権の発行要領
  - (1) 新株予約権の総数  
3,000個を上限とし、このうち、当社の取締役に割り当てる新株予約権の数の上限は1,500個（うち社外取締役分は100個）とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式300,000株を株式数の上限とし、このうち150,000株（うち社外取締役分は10,000株）を、当社取締役割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は当社普通株式100株とする。

また、当社が、本総会の決議の日（以下「決議日」という）後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

さらに、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値と割当日の前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後5年を経過する日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

(7) 新株予約権の取得条項

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

② 新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額の50%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が、上記（6）に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日において、当該新株予約権者が保有する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 端数がある場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) その他

その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

（注）上記の内容については、2025年3月28日開催予定の当社第31回定時株主総会において、「ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件にいたします。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

株式会社フィスコ  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員

公認会計士 安河内 明

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

公認会計士 谷田 修一

業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フィスコの2024年1月1日から2024年12月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月27日

株 式 会 社 フ ィ ス コ      監 査 役 会  
常 勤 監 査 役 望 月 真 克  
(社 外 監 査 役)  
社 外 監 査 役 加 治 佐 敦 智  
社 外 監 査 役 森 花 立 夫

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、準備金の額の減少と剰余金の処分を行いたいと存じます。

具体的には、会社法第448条第1項の規定に基づき、利益準備金の額を2,284,251円減少させ、この減少額全額を繰越利益剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の額を530,698,001円減少させ、この減少額全額を繰越利益剰余金に振り替えて、その欠損を填補するものであります。

なお、準備金の額の減少及び剰余金の処分による繰越利益剰余金の欠損の填補は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目内の振替処理であり、当社の純資産額に変更が生じるものではございません。

#### 1. 準備金の額の減少の内容

- (1) 減少する準備金の額  
利益準備金 2,284,251円
- (2) 増加する剰余金の額  
繰越利益剰余金 2,284,251円
- (3) 準備金の額の減少が効力を生ずる日  
2025年3月31日(予定)

#### 2. 剰余金の処分の内容

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額  
その他資本剰余金 530,698,001円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 530,698,001円
- (3) 剰余金の処分が効力を生ずる日  
2025年3月31日(予定)

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役 中村 孝也、佐藤 元紀、松崎 祐之、深見 修、岡本 純子、木呂子 義之の6氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の効率化のために1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	なかむら たかや 中村 孝也 (1974年9月5日生)	1998年4月 日興証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）入社 2000年1月 当社入社 2006年1月 株式会社カブ知恵取締役 2007年4月 当社再入社 2012年3月 当社取締役 2012年9月 株式会社ダイヤモンドエージェンシー（現 当社）取締役 2013年5月 株式会社バーサタイル監査役 2014年8月 当社情報配信サービス事業本部長 2017年3月 株式会社フィスコ・キャピタル（現 株式会社カイカファイナンス）取締役 2017年9月 株式会社フィスコ経済研究所代表取締役 2017年10月 株式会社フィスコデジタルアセットグループ（現 株式会社ZEDホールディングス）取締役 2018年2月 e フラント証券株式会社（現 株式会社EWJ）取締役 2018年10月 当社情報配信サービス事業本部長兼情報配信部長（現任） 2018年12月 株式会社サンダーキャピタル（現 株式会社web3キャピタル）取締役 2019年12月 株式会社ヴァルカン・クリプト・カレンダー・フィナンシャル・プロダクツ（現 当社）取締役 2020年10月 株式会社FISCO Decentralized Application Platform取締役（現任） 2023年1月 株式会社フィスコ経済研究所取締役（現任） 2023年3月 当社代表取締役社長（現任）	334,500株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
2	まつ ぎき ひろ ゆき 松 崎 祐 之 (1976年2月25日生)	2012年3月 イー・旅ネット・ドット・コム株式会 社監査役 2012年5月 株式会社フィスコ・キャピタル(現 株式会社カイカファイナンス) 取締役 (現任) 2012年9月 株式会社ダイヤモンドエージェンシー (現 当社) 監査役 2014年8月 当社取締役(現任) 当社管理本部長 2014年12月 株式会社シヤンテイ 監査役 2015年10月 株式会社サンダーキャピタル(現 株 式会社Web3キャピタル) 代表取締役 2016年2月 株式会社ウェブトラベル 監査役 2016年10月 株式会社グロリアツアーズ 監査役 2017年4月 株式会社レジストアート 監査役(現任) 2017年5月 株式会社ファセッタズム 監査役 2017年9月 株式会社Crypto Currency Fund Management (現 株式会社FISCO Decentralized Application Platform) 代表取締役 株式会社フィスコ経済研究所 監査役 2017年10月 株式会社フィスコデジタルアセットグル ープ(現 株式会社ZEDホールディング ス) 取締役(現任) 2017年11月 株式会社ヴァルカン・クリプト・カレ ンシー・フィナンシャル・プロダクツ (現 当社) 取締役 2018年2月 株式会社ネクス・ソリューションズ(現 株式会社実業之日本総合研究所) 取締役 2018年11月 株式会社ネクスプレミアムグループ 監 査役 株式会社ネクスファームホールディ ングス 監査役 2023年1月 株式会社クシム 取締役(現任) 株式会社フィスコ経済研究所 取締役(現任) 株式会社web3テクノロジーズ 取締役(現任) 2023年12月 株式会社クシムインサイト 取締役(現任)	-株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
3	ふかみ おさむ 深見 修 (1972年3月17日生)	2011年3月 当社経営戦略本部長（現任） 2012年10月 株式会社ネクス（現 株式会社ネクスグループ）取締役（現任） 2013年3月 当社取締役（現任） 2013年12月 株式会社ネクス・ソリューションズ（現 株式会社実業之日本総合研究所）取締役 2014年11月 イー・旅ネット・ドット・コム株式会社代表取締役社長 2015年2月 イー・旅ネット・ドット・コム株式会社取締役（現任） 2015年4月 株式会社ネクス取締役（現任） 2016年2月 株式会社シヤンテイ取締役 2016年3月 株式会社フィスコダイヤモンドエージェンシー（現 当社）取締役 2016年3月 株式会社フィスコIR（現 当社）取締役 2016年3月 株式会社バーサタイル取締役 2016年7月 株式会社イーフロンティア（現 株式会社ピアズ）取締役 2016年8月 株式会社チチカカ（現 株式会社High Voltage Capital）取締役（現任） 2016年10月 株式会社グロリアアツアース取締役（現任） 2017年5月 株式会社シーズメン取締役 2017年6月 株式会社テリロジー取締役 2018年7月 ㈱ネクスレーシング代表取締役（現任） 2018年11月 株式会社ネクスプレミアムグループ取締役（現任） 株式会社ネクスファームホールディングス取締役（現任） 2019年4月 ㈱チチカカ取締役 2019年8月 株式会社フィスコ仮想通貨取引所（現 株式会社Zaif）取締役 2021年1月 株式会社CAICAテクノロジー取締役（現任） 2021年1月 株式会社CAICAデジタルパートナーズ取締役 2021年11月 株式会社カイカフィナンシャルホールディングス取締役（現任） 2021年12月 株式会社カイカエクスチェンジホールディングス（現 株式会社ZEDホールディングス）取締役 2022年1月 カイカ証券株式会社（現 株式会社EWJ）取締役（現任） 2022年4月 株式会社実業之日本デジタル取締役（現任） 2023年10月 ITAL-J JAPAN株式会社取締役（現任） 2024年1月 株式会社CAICA DIGITAL取締役（現任） 2024年5月 株式会社ケーエスピー取締役（現任） 2024年7月 株式会社スケブ取締役（現任）	16,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	おかもと じゅんこ 岡本純子 (1978年4月4日生)	2001年4月 株式会社ソフトウェアマネジメント (現株式会社CAICAテクノロジーズ) 入社 2014年2月 株式会社ネクス・ソリューションズ (現株式会社実業之日本総合研究所) 入社 2019年4月 やしま事務代行合同会社 入社 2023年3月 当社取締役管理本部長 (現任)	-株
5	きろこ よしゆき 木呂子 義之 (1966年6月13日生)	1990年4月 株式会社太陽神戸三井銀行 (現 株式 会社三井住友銀行) 入行 2004年10月 弁護士登録 2010年8月 東京御茶の水総合法律事務所 (現職) 2012年11月 株式会社SHIFT社外監査役 2015年9月 株式会社デュアルタップ社外取締役 2016年9月 株式会社デュアルタップ社外取締役 [監査等委員] (現任) 2017年3月 Personal Capital株式会社取締役 (現任) 2019年3月 当社社外取締役 (現任) 2021年6月 ATK Partners株式会社代表取締役 (現任)	2,500株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木呂子 義之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 木呂子 義之氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 木呂子 義之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する経験が豊富であり、幅広い知見を有していることから、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を発揮していただけるものと判断し、社外取締役の就任をお願いするものであります。なお、同氏は、弁護士としての専門的な知識・経験等から、当社における内部統制及びコンプライアンスの強化等に適任であると考えております。
5. 木呂子 義之氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ており、再任され社外取締役に就任したときは、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 木呂子 義之氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また、過去10年間に当社特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
7. 木呂子 義之氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
8. 木呂子 義之氏は当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
9. 木呂子 義之氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
10. 木呂子 義之氏が社外取締役 [監査等委員] を務める株式会社デュアルタップと当社との間

での取引は存在せず、同社が当社の事業上の意思決定に影響を及ぼすことは想定できませんので、同社は当社の主要な取引先に該当せず、今後も特定関係事業者には該当しないものと判断しています。

11. 木呂子 義之氏が取締役を務めるPersonal Capital株式会社と当社との間での取引は存在せず、同社が当社の事業上の意思決定に影響を及ぼすことは想定できませんので、同社は当社の主要な取引先に該当せず、今後も特定関係事業者には該当しないものと判断しています。
12. 木呂子 義之氏が代表取締役を務めるATK Partners株式会社と当社との間での取引は存在せず、同社が当社の事業上の意思決定に影響を及ぼすことは想定できませんので、同社は当社の主要な取引先に該当せず、今後も特定関係事業者には該当しないものと判断しています。
13. 木呂子 義之氏は、会社法第427条第1項及び定款第32条第2項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10万円と法令の定める最低限度額とのいずれかの高い額であります。同氏が再任され、社外取締役に就任したときは、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
14. 当社は、各候補者との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。
15. 当社は保険会社との間で、各候補者が被保険者となる20頁記載の役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、1年毎に契約更新をしており、今回は2025年9月の更新を予定しております。

### 第3号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストック・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につき、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の当社取締役の員数は6名（うち社外取締役は1名）であり、第2号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり可決されますと、取締役の人数は、5名（うち社外取締役1名）となります。

1. 当社及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対し特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的としております。

2. 当社の取締役に対する報酬等の額

当社取締役に対して割り当てるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額100百万円（うち社外取締役は15百万円）を上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績並びに当社及び当社子会社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストック・オプションであることから、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、2013年3月28日開催の第19回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただいておりますが、当該報酬額とは別枠で設定するものであります。なお、この取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

### 3. 新株予約権の発行要領

#### (1) 新株予約権の総数

3,000個を上限とし、このうち、当社の取締役役に割り当てる新株予約権の数の上限は1,500個（うち社外取締役役分は100個）とする。

#### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式300,000株を株式数の上限とし、このうち150,000株（うち社外取締役役分は10,000株）を、当社取締役役に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は当社普通株式100株とする。

また、当社が、本総会の決議の日（以下「決議日」という）後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

さらに、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

#### (3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、取締役役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終

値」という)の平均値と割当日の前日の終値(前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後5年を経過する日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員としての地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

(7) 新株予約権の取得条項

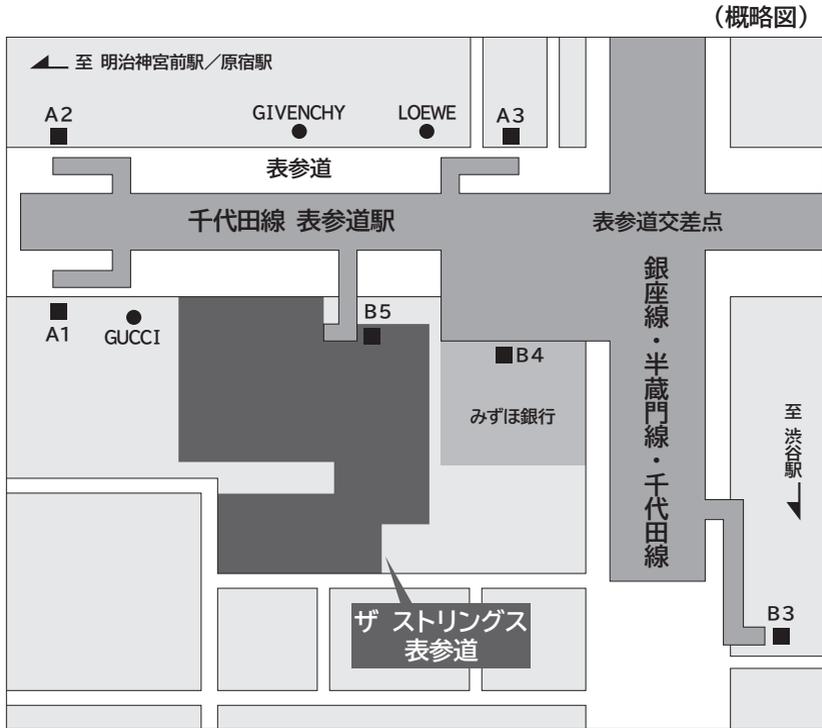
- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額の50%(1円未満の端数は切り下げ)以下となった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。

- ③ 新株予約権者が、上記（６）に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日において、当該新株予約権者が保有する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- （８） 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- （９） 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- （10） 端数がある場合の取扱い  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- （11） その他  
その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

以上

## 株主総会会場ご案内図

- 会 場 東京都港区北青山三丁目6番8号  
ザ スtrings 表参道 3階パークアヴェニュー  
TEL 03-5778-4186
- 交 通 (地下鉄)  
●銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」下車  
(B5出口より直結)



○駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。